

# 交野市人権施策推進基本方針

概要版

令和6（2024）年3月



## 基本方針策定の背景と趣旨

本市では、平成 16（2004）年に世界人権宣言の理念及び日本国憲法の基本的人権の尊重に基づき「交野市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めてきました。

条例制定以降の国内の動向として、平成 28（2016）年の人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）の施行をはじめ、令和元（2019）年には大阪府の人権三条例（大阪府人権尊重の社会づくり条例、大阪府性の多様性理解増進条例、大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）の改正及び制定、さらに令和 4（2022）年にはインターネット上の差別を防止する「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の制定等、人権に関する法律・条例の整備がなされ、本市においてもこれらの法律等に基づき人権施策を推進してきましたが、いまだ多くの偏見や差別が存在しています。

加えて、情報手段の発達によるインターネットの普及や新型コロナウイルス感染症拡大等の社会状況の変化により、新たな課題も生じており、複雑・多様化する人権問題に対し必要な施策を積極的に展開していく必要があります。また、すべての人の人権が尊重されるまちづくりは行政だけが取組を推進するのではなく、市民や企業、様々な分野の市民団体等あらゆる主体が協働して推進していくことにより、公共の場をはじめ家庭や学校、職場、身近な地域等のあらゆる場面に人権文化を根付かせていくことが大切です。あらゆる人々の人権意識の高揚をめざし、効果的な人権行政を推進していくため、本方針において人権教育・啓発の理念や人権課題ごとの施策の方向性を示します。



## 基本的な考え方

### ～互いの個性を認め支え合い、誰もが安心・安全に暮らせるまち～

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち誰もが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。それぞれの個性や価値観、多様性を認め合い、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し助け合いながら社会の一員として、安心・安全が保障され幸せに暮らせる社会の構築に努めなければなりません。

本方針は「互いの個性を認め支え合い、誰もが安心・安全に暮らせるまち」を基本理念とし、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、真に人権が尊重される社会の実現に向けたまちづくりを進めていくための指針となるものです。

### 基本的認識と方向

人権意識や福祉のこころを育む 人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ あらゆる場を通じて人権教育を総合的・計画的に推進します。</li><li>○ 積極的な啓発活動、広報、情報提供に努めます。</li></ul>
地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 様々な分野にわたる人権問題を重要な地域生活課題として位置づけ、支援や対応を図っていきます。</li></ul>
多文化共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域全体でお互いの権利を守り、多様性を認め合う社会を築きます。</li></ul>
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 人権問題の早期解決に向けた相談体制の整備に取り組んでいきます。</li><li>○ 研修等により相談員、職員のスキルアップを図ります。</li></ul>
全庁的な人権行政の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 人権という視点から総合的・計画的に人権行政を推進していきます。</li><li>○ 一層の組織体制の整備、人権行政の推進を図ります。</li></ul>



## 課題

## 取組

### 女性に関すること



- 「交野市男女共同参画計画」を推進し活力ある社会の構築
- 性犯罪や性暴力の根絶に向けて啓発や相談窓口の充実

### 子どもに関すること



- 安心・安全に子育てができる環境の整備
- 児童虐待問題への対応や困難を抱えた若者への自立支援
- 子ども、家庭、妊産婦に対する切れ目ない支援
- 教育活動においていじめのない社会、いじめのない学校づくり

### 高齢者に関すること



- 高齢者の権利を守るまちづくりを展開
- 高齢者の虐待防止に向けた多様な課題に対応できる体制づくり
- 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

### 障がいのある人に関すること



- 障がいに対する正しい知識や理解を深めるための啓発
- 市職員に対して研修を実施
- 差別に関する相談支援体制の整備
- 自己決定に基づく自立生活を地域で継続していける環境づくり
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発
- 公共施設等のバリアフリー化

### 在日外国人に関すること



- 学校における多文化共生学習
- 外国にルーツを持つ児童生徒へのきめ細かな指導と母語・母文化の重要性への配慮
- 外国人市民との交流による相互理解の機会の提供
- 適正な外国人雇用に向けた啓発

### ヘイトスピーチに関すること



- 人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長・誘発する行為として許されるものではないことを啓発し、多文化共生社会の実現

### 犯罪被害者やその家族に関すること



- 犯罪被害者やその家族の被害からの回復を支援
- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その権利が尊重される社会づくりを推進



## 課題

## 取組

### インターネット上の 人権侵害に関すること



- インターネットリテラシーを高める教育や啓発の推進
- 被害者への支援を図るための相談体制の充実
- 人権擁護に関する関係機関と連携を図り迅速かつ的確な対応

### セクシュアルマイノリティ の人権侵害 に関すること



- 性の多様性の理解を促す情報発信や学習機会の提供
- 「パートナーシップ宣誓制度」の周知
- 社会においていきいきと活躍できるまちづくり
- 性的指向や性自認についての悩みや不安に対するきめ細かな対応や相談が行える体制づくり
- 相談員の資質向上と相談窓口の充実、幅広い広報

### 労働者に関すること



- 多様な働き方に対する理解促進
- 社会を支える構成員として、お互いを認め合い、支え合う意識を醸成するための啓発の推進
- 関係機関と連携し就労相談や就労支援

### 新型コロナウイルス感 染症にかかる差別問題 に関すること



- 感染症に関する正しい知識の普及啓発
- 偏見や差別意識の解消及び正しい情報に基づく冷静な行動を呼びかけるなどの啓発

### 部落差別（同和問題） に関すること



- 正しい認識と理解を深めるための教育・啓発
- 個人の権利の侵害の防止を図るため本人通知制度のさらなる周知
- 不当な利益や義務を求める「えせ同和行為」の排除に向けた関係機関との情報交換・連携

### その他の人権侵害 に関すること



- 様々な人権問題への関心と理解を深められるよう人権教育・啓発に取り組むとともに、誰一人取り残さない社会の実現に向けて相談体制の充実を図り、人権問題の早期解決をめざします。
- 学校教育、社会教育を通じて、差別の解消に向けた正しい認識と理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

## 人権施策の基本方向

### 人権啓発の推進

- 自分自身の問題としての意識の醸成
- 啓発内容の工夫やインターネットの積極的活用
- 企業の人権啓発事業の促進

### 人権教育の推進

- 人権について学ぶ機会の充実
- 人権啓発活動に取り組むリーダーの養成
- 啓発活動を行う人権関係団体への支援
- 人権教育に関する情報収集と提供機能の充実

### 人権擁護に関する施策

- 相談窓口の設置と周知の推進
- 人権擁護に係る様々な支援策に関する情報発信
- 関係機関及び支援団体等との連携

## 人権行政の推進

### 庁内体制

- 人権尊重の基本理念を基礎に据えた行政施策を全庁的に展開します。
- 人権施策について調査、審議のため交野市人権尊重のまちづくり審議会を設置します。
- 関係行政機関をはじめ、市民や人権に係わる関係諸団体との連携を図ります。
- 相談を受ける相談員の知識の向上等を図るなど、相談体制の充実に取り組みます。

### 国・府等との連携

- 国・府等との人権施策の連携にあたって協力体制を継続・強化していくことが必要となります。

### 市民との連携・協働

- 自分自身のこととして関心と理解を深め、問題解決に向けた行動を実践していくことが重要です。
- 市民、事業者、各種団体等と相互に連携を図り、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会全体で取り組んでいくことが必要です。今後ともより一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。

### 企業との連携

- 「ビジネスと人権」に関する行動計画において、企業による人権への取組の必要性が明記されています。企業による人権への取組の必要性を周知・啓発し、人権尊重のまちづくりをともに進めていけるよう連携を図ります。

# 交野市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 31 日  
条例第 16 号

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言及び「法の下での平等」を定める日本国憲法の理念に基づき、人権が尊重されるまちづくりに努めてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等によるさまざまな人権問題が存在するとともに、社会状況の変化等により、新たな課題も生じてきており、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、真に人権が尊重される社会の実現が求められている。

私たちは、市民憲章“和(自然と・文化と・人と)”によって育まれる市民意識を基礎として、「平和と人権を守る都市宣言」の精神を踏まえ、「基本的人権の尊重」の理念に基づき、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりの推進について、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進し、市民一人ひとりの参加によるすべての人の人権が尊重される平和で豊かな明るく住みよいまちをめざすことを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たって、人権尊重の視点を大切にするとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、互いに人権を尊重し、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、人権施策の総合的かつ計画的な推進及び市民の人権意識の高揚を図るため、関係行政機関をはじめ、市民や人権に係わる関係諸団体との連携により推進するものとする。

(審議会の設置)

第 5 条 人権施策についての重要事項を調査し、審議するため、交野市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 交野市人権施策推進基本方針概要版

令和6（2024）年3月

発行：交野市 総務部 人権と暮らしの相談課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

TEL：072-817-0997

FAX：072-817-0998

Eメール：kurasi@city.katano.osaka.jp